

障がい者基本計画と障がい福祉計画の計画期間の見直しおよび一体化について

- 本市の障がい者基本計画は10年を1期、障がい福祉計画は3年を1期として、それぞれ策定している。
- 国は、令和3年に閣議決定された、地方分権改革に係る「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を受け、福祉計画の計画期間を地域の実情に応じて変更できる旨を自治体に通知。（基本計画の計画期間については、従前から自治体が定めることが可能となっている。）
- 全国的に、福祉計画の計画期間の見直しとあわせ、基本計画との一体化について検討が進められており、本市においても計画期間の見直しと一体化について検討する。

1 本市の現状と課題

[現状]

第2次障がい者基本計画（H28～R7）と第6期障がい福祉計画（R3～R5）に基づき施策を推進している。

- ・基本計画：計画の目標、施策目標を定めた「基本的な計画」
- ・福祉計画：施策の方向性、具体策を定めた「基本計画に基づく実施計画」

[課題]

- ・「基本的な計画」と「基本計画に基づく実施計画」の関係にある2つの計画の計画期間が異なり、策定期も不一致。
- ・基本計画の計画期間は10年と長期のため、より社会情勢等の変化に対応できる計画期間とする必要がある。
- ・福祉計画は3年計画のため、過去2年の実績により次期計画を策定することとなるが、検証期間が短い。

2 全国の状況（厚生労働省および内閣府地方分権改革推進室によるアンケート）

（数字は都道府県および市町村数）

	3年	5年	6年	その他
現行の福祉計画の期間	1, 767	6	9	3

	5年	6年	その他
現行の基本計画の期間	243	899	629

	実施	未実施
2つの計画の一体化の状況	1, 271	513

	有	無
福祉計画の期間延長の希望の有無	1, 305	473

→2つの計画は既に3分の2程度の自治体で一体化されており、福祉計画の期間延長を希望する自治体数はおよそ4分の3となっている。

3 北海道の対応

北海道は、第2期基本計画の終期を1年延長して令和5年度までとし、令和6年度から第3期基本計画と第7期福祉計画を一体で策定することとしている。

4 一体化により目指すもの

- ・名称および記載内容等を整理し、分かりやすい計画とする。
- ・福祉計画の計画期間の延長により十分な検証期間を確保し、今後の施策を中長期的な視点で検討する。
- ・「基本的な計画」と「基本計画に基づく実施計画」をあわせて策定することにより、障がい者に関する施策やサービスを、より総合的・計画的に推進する計画とする。

5 本市の対応

- ①第2次基本計画の終期を1年延長して令和8年度までとする。
- ②令和9年度を始期とする基本計画と福祉計画を一体化した新計画を策定し、期間を6年間とする。
- ③3年ごとに示される福祉計画に係る国の指針を反映するため、新計画の中間年となる3年目に中間評価を行う。

6 今後の策定スケジュール（現行と一体化案）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本計画 (内閣府)	第4次 (H30～R4)		第5次 (R5～R9)				第6次 (R10～R14)					
福祉計画 (基本指針) (厚生労働省)	基本指針			基本指針			基本指針			基本指針		
基本計画 (北海道)	第2期 (H25～R4)		新計画 (第3期基本計画+第7期福祉計画) (R6～R11)									
福祉計画 (北海道)	第6期 (R3～R5)											
基本計画 (函館市)	第2次 (H28～R7)					新計画 (第3次基本計画+第8期福祉計画) (R9～R11)						
福祉計画 (函館市)	第6期 (R3～R5)		第7期 (R6～R8)									
							改定			中間評価		

※国の基本計画については、第1次H5～14（10年）、第2次H15～24（10年）となっており、第3次から5年となっている。

※福祉計画に関する部分については、国の基本指針に合わせ中間評価を行う。